

新旧対照表

【関税率法基本通達（昭和47年3月1日蔵閣第101号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>第8節 製造用原物品の減税又は免税</p> <p>(法人の合併等の取扱い)</p> <p>13-22 製造工場の承認を受けている法人が合併 <u>若しくは</u> 分割 <u>又は</u> 製造工場の承認を受けた者がその業務を譲り渡す (以下この項において「合併等」という。) ことに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人 <u>若しくは</u> 合併等により設立される法人 <u>又は</u> 当該業務を譲り受けた法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあつては登記（成立）の日）に承認するものとする。</p> <p>この場合において、合併等の後に存続する法人 <u>若しくは</u> 合併等により設立される法人 <u>又は</u> 当該業務を譲り受けた法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。</p>	<p>第8節 製造用原物品の減税又は免税</p> <p>(法人の合併等の取扱い)</p> <p>13-22 製造工場の承認を受けている法人が合併 <u>又は</u> 分割（以下この項において「合併等」という。）<u>する</u> ことに伴いその承認が失効するため、合併等の後も引き続き製造工場の承認を受けようとする場合は、合併等の後に存続する法人 <u>又は</u> 合併等により設立される法人について、その合併等がなされることを前提として事前に承認の申請手続を行わせ、合併等の効力発生日（新法人の設立にあつては登記（成立）の日）に承認するものとする。</p> <p>この場合において、合併等の後に存続する法人 <u>又は</u> 合併等により設立される法人の承認の申請に係る関係書類は、事前に提出された書類により処理し、合併等の効力発生後に正式に登記された法人の関係書類と差し替えることにより処理して差し支えないものとする。</p> <p><u>また、合併等のほか、組織変更等会社の種類を変更する場合（例えば、合資会社から株式会社への変更等）においても同様に取り扱うものとする。</u></p>